

白井市公告第 87 号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく PFI 事業として、白井市学校給食共同調理場建替事業を実施する民間事業者の選定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、総合評価一般競争入札を行うので、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 7 月 13 日

白井市長 伊澤 史夫

1. 一般競争入札に付する事項

(1) 案件名

白井市学校給食共同調理場建替事業

(2) 履行場所

白井市復 1323 番 15 外

(3) 履行期間

事業契約締結日から平成 46 年 7 月 31 日まで

(4) 案件の概要

ア 目的

本事業では、安全安心で豊かな学校給食を提供する必要性から、学校給食衛生管理基準に基づき HACCP の考え方を取り入れ、安全管理や衛生管理面に特に配慮し、さらに時代に合った食文化の継承や効果的な健康教育・食育等のニーズにも対応できる施設を整備し、安全でおいしい給食を提供するとともに、長期的な観点に立った給食の質を確保し、良好な施設の整備や維持管理運営コストの縮減を目指すことを目的とする。

イ 業務内容

入札公告時に公表する要求水準書に示す。

(5) 予定価格

6,376,796 千円（税抜き）

予定価格は、金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を除いた額である。

(6) 最低制限価格

設定無し。

(7) 契約保証金・対価の支払い方法

ア 契約保証金

サービス対価 A1、サービス対価 A2 の元本額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付するものとする。

ただし、契約保証金の納付は、白井市財務規則（平成 5 年 3 月 1 日規則第 3 号）第 139 条第 2 項に規定する担保の提供をもって代えることができる。

また、契約保証金の納付は、白井市財務規則（平成 5 年 3 月 1 日規則第 3 号）第 139 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。

上記の規定により契約保証金の納付の免除を受けようとする場合に関し、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合には、事業者は建設企業をして履行保証保険契約を締結させ、その保険金請求権に本契約に定める違約金支払債権その他のこの契約に基づく市の事業者に対する一切の金銭債権を被担保債権とする第 1 順位の質権を市のために設定したうえで、市に対して当該請求権に係る証明及び当該質権設定に係る第三債務者の承諾を証する確定日付のある書面を提出するものとする。

事業者は、設計・建設期間満了後において、市に対し、契約保証金の返還を請求することができる。

イ 対価の支払方法

入札公告時に公表する入札説明書に示す。

(8) 入札方法

入札公告時に公表する入札説明書に示す。

(9) その他

入札参加者が一入札参加者であった場合も資格審査及び提案内容審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案を最優秀提案と選定する。

2. 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、本施設の設計・工事監理を実施する企業（以下「設計企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本施設に調理設備を搬入・設置する企業（以下「調理設備企業」という。）、本施設の運営を実施する企業（以下「運営企業」という。）及び本施設の維持管理を実施する企業（以下「維持管理企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとする。設計企業、建設企業、調理設備企業、運営企業及び維持管理企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。なお、設計企業は、同一の企業が設計業務と工事監理業務を実施しなければならない。

イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、設計企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又は

- その出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）
- ウ 入札参加者の構成員は以下の定義により分類される。
- (ア) 代表企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う企業
 - (イ) 構成企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業
 - (ウ) 協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCには出資しない企業
- エ 一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。また、一入札参加者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の入札参加者の構成員となることはできない。ただし、市と落札した入札参加者との間で、事業契約が締結された後、選定されなかった入札参加者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- オ 落札した入札参加者の代表企業及び構成企業は、仮契約締結までに市内にSPCを設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。代表企業及び構成企業以外の者がSPCの出資者となることは可能であるが、事業期間において、当該出資者による議決権保有割合は全体の50%未満とする。また、SPCの株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- カ 入札参加者の構成員は、SPCから受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負に係る契約を締結する前に、市に通知することとする。
- (2) 入札参加者の参加資格要件
- 入札参加者の構成員は、次の参加資格要件のいずれにも該当しなければならない。
- ア 平成28・29年度の競争入札参加者適格者名簿に登載されていること。
- イ 千葉県、東京都、埼玉県又は茨城県に本店（社）、営業所、事業所を有する者。
- ウ 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合、すべての企業が（ア）及び（イ）の要件を満たし、かつ少なくとも1社は（ア）から（オ）の要件を満たしていること。
- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - (イ) 市または国、県若しくは他の地方公共団体が発注した延床面積2,500㎡以上の公共施設（平成18年4月以降に竣工したものに限る。）の実施設計を完了した実績を有していること。
 - (ウ) ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設（健康増進法に定める特定給食施設をいう。以下同じ。）（平成18年4月以降に竣工したものに限る）の実施設計を完了した実績を有していること。
 - (エ) 市または国、県若しくは他の地方公共団体が発注した延床面積2,500㎡以上の公共施設（平成18年4月以降に竣工したものに限る。）の工事監理を完了した実績を有していること。

- (オ) ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設(平成18年4月以降に竣工したものに限り)の工事監理を完了した実績を有していること。
- エ 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務を実施する場合、すべての企業が(ア)の要件を満たし、かつ少なくとも1社は(ア)から(ウ)の要件を満たしていること。
- (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 建築一式工事において、直近の千葉県における県内・県外建設工事等入札参加業者資格者名簿における格付け基準が1,200点以上であること。
- (ウ) 市または国、県若しくは他の地方公共団体が発注した延床面積2,500㎡以上の公共施設の建築工事(平成18年4月以降に竣工したものに限り)について、施工した実績を有していること。なお、JVで施行した場合は、JVへの出資比率が30%以上であること。
- オ 調理設備企業は、次の要件を満たしていること。
- 平成18年4月以降で、参加資格審査基準日までに、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設において、調理設備を納入した実績を有していること。
- カ 運営企業は、次の要件を満たしていること。
- 平成18年4月以降で、参加資格審査基準日までに、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設において、調理業務を行った実績を有していること。
- キ 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。
- (ア) 事業を実施するために必要な許認可等を有していること。
- (イ) 業務を実施するために必要な有資格者等を配置することが可能なこと。

(3) 構成員の制限

参加資格審査基準日において次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当する者
- イ 白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けているもの
- ウ 白井市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を、参加資格審査基準日から開札の日までの間に受けたもの
- エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は入札書類及び提案書類の提出日6ヵ月以内に手形、小切手を不渡りした者
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- カ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- キ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ク 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

・株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-20-4

・東京丸の内法律事務所 東京都千代田区丸の内 1-4-2

ケ 本事業の審査を行う委員会（「7. 落札者の決定方法（1）委員会」に示す）の委員又は、委員が属する組織、企業若しくはその組織、企業と資本面若しくは人事面で関係のある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

(4) 参加資格の審査

参加資格審査基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格審査基準日から落札者決定までの期間に、入札参加者の構成員が上記入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は次の措置を講ずる。

ア 構成員のうち、代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

イ 構成員のうち、代表企業以外の者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議の上、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

(5) 構成員の変更

参加資格審査基準日のあと、入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、代表企業以外の構成企業及び協力企業の変更については、当該変更により事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合に限り認める。

3. 入札参加申請及び資格審査等

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。

(1) 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

提出期間：公告の日の翌日から平成28年9月6日（火）

作成方法：参加表明書及び参加資格審査申請書類は、様式集に定めるところに従い作成すること。

提出方法：参加表明書及び参加資格審査申請書類は、事前連絡の上、提出場所へ持参すること。郵便、電子メール等による提出は受け付けない。

提出場所：白井市教育委員会教育部教育総務課 学校給食センター建設準備室

住 所：千葉県白井市復 1123 番地

電 話：047-492-1111（内線 3416・3417）

(2) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、平成28年9月16日（金）までに入札参加者に通知する。

(3) 入札参加資格がないと認めた理由の説明要求

入札参加資格の審査により、入札参加資格がないとされた者は、入札参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

提出日時：参加資格審査結果通知日の翌日から平成 28 年 9 月 23 日（金）

提出方法：様式集「様式 18 入札参加資格がないとされた理由の説明要求書」を、提出場所へ持参すること。郵便、電子メール等による提出は受けない。

提出場所：白井市教育委員会教育部教育総務課 学校給食センター建設準備室

住 所：千葉県白井市復 1123 番地

(4) 入札参加資格がないと認めた理由の説明要求に係る回答

入札参加資格がないと認めた理由の説明要求に係る回答を、平成 28 年 10 月 7 日（金）までに説明要求した者に対して通知する。

4. 配布資料の配布及び閲覧資料の閲覧

配布資料及び閲覧資料の配布及び閲覧期間、場所等については、以下のとおりとする。

配布・閲覧期間：平成 28 年 7 月 13 日（水）から平成 28 年 7 月 29 日（金）まで

配布・閲覧時間：午前 9 時から正午及び午後 2 時から午後 5 時（土曜・日曜及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

配布・閲覧場所：白井市教育委員会 教育部 教育総務課 学校給食センター建設準備室

配布・閲覧方法：配布を希望する場合には事前に電話にて予約すること。

予約先：白井市教育委員会 教育部 教育総務課 学校給食センター建設準備室
電話 047-492-1111（内線 3416、3417）

5. 入札に関する事項

(1) 入札書類及び提案書類の受付

入札参加資格の審査を受けた入札参加者は、本事業に関する提案内容を記載した入札書類及び提案書類を次のとおり提出すること。

提出日時：平成 28 年 11 月 7 日（月）から同年 11 月 9 日（水）までの
午前 10 時から午後 5 時まで

提出方法：入札書類及び提案書類は、事前に連絡の上、原則として提出場所へ持参すること。

提出場所：白井市教育委員会教育部教育総務課 学校給食センター建設準備室

住 所：千葉県白井市復 1123 番地

電 話：047-492-1111（内 3416・3417）

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 入札金額

入札金額は、入札公告時に示す様式集に沿って記載すること。この際の計算の前提とな

る金利水準は以下のとおりとし、物価変動率は見込まないものとする。

提案書の提出時には、入札参加者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、平成 28 年 10 月 5 日（水）の基準金利を用いて割賦料を提案するものとするが、事業期間における実際の支払額は、事業契約書に定める基準金利にて算定される額とする。

基準金利は東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベース 15 年物（円／円）金利スワップレートとする。

なお、上記で指定する基準金利がマイナスのときはこの限りでない。

(4) 開札

ア 日時・場所

開札の日時・場所等については、入札書類及び提案書類の受付け以降に、別途、入札参加者に通知する。

イ 留意事項

入札参加者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

6. 入札の無効

白井市財務規則（平成 5 年 3 月 1 日規則第 3 号）第 125 条に加え、次のいずれかに該当する入札書及び入札は無効とする。

- (1) 参加表明書提出時から入札日までに、不渡手形又は不渡小切手を出した構成員を含む入札参加者が行った入札
- (2) 参加表明書に記載された入札参加者の代表企業以外の者が行った入札
- (3) 記名押印のない入札書による入札又は入札事項を明示しない入札
- (4) 一入札参加者が複数の提案を行った入札
- (5) 同一事項に対し、2 通り以上の書類が提出された入札
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合の入札
- (7) 著しく信義に反する行為があった入札参加者が行った入札

7. 落札者の決定方法

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「参加資格審査」「提案内容審査」の 2 段階に分けて実施する。なお、詳細は落札者決定基準を参照のこと。

(1) 委員会

審査は、学識経験者等で構成する白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）が、落札者決定基準に基づき行う。

なお、委員会の構成は、次のとおりである。

[白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会]

委員	安登 利幸	亜細亜大学大学院 アジア・国際経営戦略研究科 教授
委員	中山 茂樹	千葉大学大学院 工学研究科 教授
委員	堀端 薫	女子栄養大学 栄養学部 准教授
委員	阪野 雄	P T A 代表
委員	高橋 紀子	小学校長
委員	倉敷 まりえ	市民公募
委員	米山 一幸	白井市教育長

(2) ヒアリングの実施

提案内容の説明を求めため、入札参加者にヒアリングを行う。

ヒアリングの日時や場所、実施方法等については、入札書類及び提案書類の受付け以降に、別途、入札参加者に通知する。

(3) 落札者の決定及び公表

ア 落札者の決定

市は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

イ 結果及び評価の公表

市は、委員会における審査結果を取りまとめて、各入札参加者に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。

ウ 落札者を決定しない場合の措置

入札参加者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

8. 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

市は落札した入札参加者の構成員と基本協定を締結する。

ただし、落札した入札参加者の代表企業以外の構成員が基本協定締結時までの間に指名停止等に該当する場合には、市は基本協定の締結に当たり、市が別途指定する期間内に、当該構成員に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完を求める場合がある。

なお、市は落札者の事由により基本協定を締結できない場合は、違約金として事業契約の契約金額となるべき金額のうちサービス対価Aに消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10に相当する額を請求することがある。

(2) SPC の設立

落札した入札参加者の構成員は、本事業を実施するため、SPCを会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社の形態で設立するものとする。市は、落札した入札参加者の構成員と基本協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、落札した入札参加者の構成員が設立したSPCと事業契約を締結する。

なお、構成企業の議決権は全体の 50%を超えるものとする。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

構成企業は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 事業契約の締結

市は落札した入札参加者の構成員が設立する SPC と仮契約を締結する。

仮契約は、市議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

ただし、落札した入札参加者の代表企業以外の構成員が本契約までの間に指名停止等に該当する場合には、市が別途指定する期間内に、当該構成員に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完を求める場合がある。

なお、市は落札者の事由により本契約を締結できない場合は、事業契約の契約金額となるべき金額のうちサービス対価Aに消費税及び地方消費税の額を加えた金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することがある。

SPC は、本契約後速やかに契約保証金の納付等（履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、本契約後速やかに当該履行保証保険に加入しなければならない。）をしなければならない。

9. その他

- (1) 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会を実施する。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書にて示す。
- (2) 提出された資格審査資料は、返却しない。なお、公表し、または無断で使用することはしない。
- (3) 入札を公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、入札を延期し、または中止することがある。この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てることはできない。
- (4) 市は、本事業の事業契約に関する議案を、平成 29 年第 1 回定例会に提出する予定である。

・問合せ先：白井市教育委員会 教育部 教育総務課 学校給食センター建設準備室
・場 所：〒270-1492 千葉県白井市復 1123 番地
電 話：047-492-1111（内線 3416、3417） FAX：047-492-6377
E-mail： kyusyokujyunbi@city.shiroi.chiba.jp
白井市ホームページアドレス <http://www.city.shiroi.chiba.jp/>